

## 吹田市立中央図書館附帯駐車場管理運営事業者募集要項

令和7年10月

吹田市立中央図書館附帯駐車場管理運営事業者の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項を御承知のうえ、お申込みください。

### 1 公募物件

| 物件<br>番号 | 物件名称      | 所在地             | 使用面積    | 駐車台数             | 最低使用料<br>(月額) |
|----------|-----------|-----------------|---------|------------------|---------------|
| 1        | 吹田市立中央図書館 | 吹田市出口町<br>18番9号 | 213.16㎡ | 5台(内障がい<br>者用1台) | 17,395円       |

### 2 事業者の選定

#### (1) 選定方法

本募集要項第3項に掲げる必要な資格を満たした応募事業者の中から、行政財産の使用料の徴収に関する条例、同条例施行規則の規定により吹田市が算出した最低月額使用料以上で最高の金額を提示した応募事業者を決定事業者とします。

なお、最高額を提示した応募事業者が複数の場合は、くじ引きにより決定します。

#### (2) 無効要件

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ア 本市が設定する最低使用料を下回る価格によるもの。
- イ 応募事業者の記名押印がないもの。
- ウ 本市が指定する様式を用いないで価格提案したもの。
- エ 応募事業者が2以上の価格提案したときは、その全部のもの。
- オ 提案価格又は応募事業者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- カ 金額の訂正、削除、挿入等のある価格提案書によるもの。
- キ 不正な行為によるもの。

### 3 応募資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 申込受付期間中、「吹田市指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 駐車場の管理運営に関する業務実績を有していること。
- (4) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。(大阪府暴力団排除条例第2条第2項及び同条第4号に該当するものでないこと。)

- (5) 吹田市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 本募集要項の内容を遵守できること。
- (7) 応募申し込み時点で吹田市入札参加資格審査登録事業者であること。

#### 4 使用許可にあたっての条件等

別紙仕様書のとおり

#### 5 応募手続き

公募に関する資料・様式は、吹田市立図書館ホームページからダウンロードしてください。

##### (1) 提出書類

ア 応募申込書(吹田市所定様式)【様式第1号】

イ 誓約書(吹田市所定様式)【様式第2号】

##### (2) 提出期間 令和7年(2025年)10月21日(火)から

令和7年(2025年)11月10日(月)まで(必着)

##### (3) 提出方法 郵送のみ

書留等、発送・配達した事実が証明できる方法によること。提出期限必着。

##### (4) 送り先 吹田市中央図書館 宛

送り先は、本募集要項第12項に記載。

#### 6 質問書の受付

本募集に関する質問がある場合は、質問票を提出してください。

##### (1) 受付期間 令和7年(2025年)10月21日(火)から

令和7年(2025年)10月27日(月)正午まで(必着)

##### (2) 受付方法 質問票【様式第3号】により E-mail でのみ受け付けます。

##### (3) 提出先 吹田市立中央図書館

E-mail アドレスは、本募集要項第12項に記載。

＊電話、口頭による質問は一切受け付けしません。

#### 7 質問票に対する回答

質問票に対しては、まとめて令和7年(2025年)11月4日(火)に吹田市立図書館ホームページで回答しますので、必ず確認してください。

なお、回答した内容については本要項に基づくものであり、回答内容の未確認等によって事業者が被った損失について本市は一切の責めを負いません。

#### 8 選定結果

事業者の決定は、令和7年(2025年)11月14日(金)の予定です。事業者の決定後、吹田市立

図書館ホームページ上にも掲載します。

#### 9 行政財産目的外使用の申請

本選定で決定事業者となった者は、時間貸駐車場を整備するにあたって関係法令の遵守と関係機関からの指導・助言を受け、調整、協議を図ったうえで、「行政財産使用許可申請書」を速やかに提出してください。

#### 10 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、決定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 決定事業者が応募事業者の資格を失った場合。
- (3) 決定事業者が応募条件に違反した場合。
- (4) その他決定事業者が使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

#### 11 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、決定事業者の負担とします。
- (2) 応募事業者は、本案件の選定決定後に選定結果または本要領の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

#### 12 募集に関する問合せ先

〒564-0072 吹田市出口町18番9号

吹田市立中央図書館（担当：篠原・栗生）

電話 06-6387-0072

F a x 06-6339-7144

Email:toshosoumu@city.suita.osaka.jp